

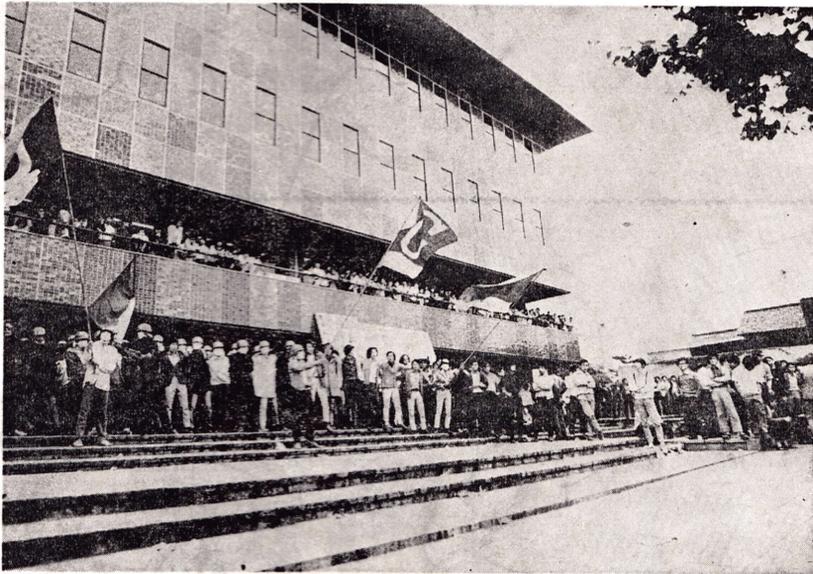
■'73年度 自治会選挙に向けて■

討議資料 No.1

我々の主張

同大学生運動の革命的伝統を継承し「筑波法案」「新大管法」と
打ち続く攻撃を全国学生と共に粉碎しよう！

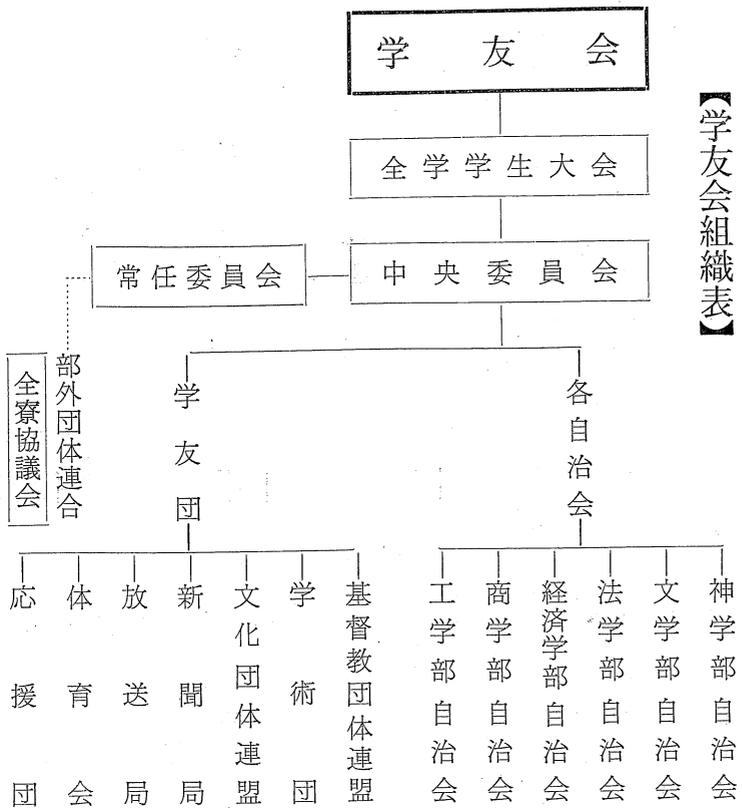
73年度自治会選挙に勝利し、再度鋭烈なる火柱をキャンパスに！



同志社大学学友会中央常任委員会

学友会

【学友会組織表】



目次

I 国際—国内状勢と我々の任務

II 徹底した教育学園斗争を展開し

'70年代学生Mの突破口を切り拓け

III 中教審—筑波法案粉碎に向け

資料

IV 田辺町移転問題

学費統一被告団

資料

I 国際—国内情勢

(1) ベトナムインドシナ革命の勝利的前進に迎え日帝のアジア侵略反革命と対決せよ。

第二次世界大戦後、アメリカ帝国主義は、ドルⅡ全体制、IMF・ガット体制の構築、安保、SEATO、NATO体制の確立をもって中国、朝鮮革命の勝利、キューバにおけるカストロ政権樹立を筆頭に爆発せんとしたアジアアフリカ中南米の民族解放、社会主義建設の斗いの波を封じ込み、且つ、労働者国家群に対する包囲を完成する中で世界資本主義一元体制を強固なものとして確立したかのように見えた。

しかし、この米帝の一元支配は、日帝、西独帝という敗戦帝国主義国家の急速な胎頭、世界資本主義諸国家の不均等発展をもって崩壊を開始した。このことは、六〇年代以降明瞭となった植民地主義政策の破産とインドシナ全域における政治的・軍事的敗北をもって、より決定的に且つ厳然としていくのである。

特にベトナム人民を筆頭とするアジアの民族開放斗争は、長年の諸帝国主義の旧・新植民地主義を粉碎し、且つ世界最大・最強のアメリカ帝国主義を粉碎し米国内における反戦斗争、黒人解放斗争を奮起させ、米帝内部に深刻なドル危機・慢性的インフレを呼び起こし、欧州・日本等先進帝国

主義内部において労働者人民の階級斗争の激発を誘引したのである。

この米帝の戦後世界体制における失墜の中で、世界資本主義体制の破綻と崩壊への道を曝け出した『ニクソン声明』新経済政策を自らこの崩壊過程の有刻な歯止めとはなり得ず、又、四十六年二月の世界十カ国蔵相会議における通貨調整ニクソンニアン体制も、本年二月のドル一〇〇切下げ、円の一時的な変動相場制への移行—大幅再切上げ、マルクの切上げ等によって崩壊したように、この資本主義世界の本質的危機は増々深刻なものとして存在している。かかる中で米帝を中心とした世界帝国主義間の七〇年代戦略はニクソン訪中に見られる如く、戦後における中国封じ込め政策の破綻を陰蔽し、自らのアジア戦略の中に中国を巻き込みつつ、日本帝国主義との反革命軍事同盟を再編・強化する中で労働者国家群に対する包囲と後進国人民に対する更なる搾取・抑圧・分断を為し、又、自国内労働者人民に対する帝国主義支配の強化である。(しかしながら米帝の対中国政策の目論みは、同時に中国革命の承認をも意味している。そして又一方、中国共産党の一貫した革命外交の展開、アジア及び全世界の後進国人民とその民族解放斗争に対する援助と、その大後方としての地位は決して揺るいではないということをも我々は明記しなければならない。)

戦後世界の焦点としてのベトナム—インドシナ革命は名実共、戦後史を画期する斗いであった。ベトナム—ラオス—カンボジア人民の国境と民族の枠を越えた革命戦争は自己の眼前に立ち塞がる米帝を打ち破るという戦後階級斗争史が四半世紀間越えることの出来なかつた限界をその外延的永

統性によって確実に突破し、ベトナム・インドシナ革命の「最後の勝利」への大きな前進・としての「停戦協定」を勝ち取ったのである。本年一月二十七日「ベトナムにおける戦争終結と平和回復に関する協定」が調印された。(次いで二月二十一日、ラオス停戦協定が調印された。)我々は、この間のベトナム・パリにおけるベトナム人民の祖国の再統一を目指し自由・独立を闘い取らんとする抗米救国斗争を一貫して支持して来た。又「停戦」後のベトナム人民のチュウ政権、米帝の武装反革命と対決し社会主義革命への永続的斗争を断乎として支持しなければならない。言うまでもなく「ベトナム戦争」とは、米帝の侵略戦争であり、これに対しベトナム人民の武装斗争とは、かかる米帝及び他の諸帝国主義の祖国分裂・搾取・抑圧―新植民地主義に対する民族解放、社会主義革命戦争であり正義の戦争である。

この観点に立ち「ベトナム和平」を見るならば、第一に、この「和平」はベトナム人民が帝国主義との長い苦しい闘いの中で勝ち取ったものであり、アジアから米帝及びその同盟軍を放逐し、ベトナムの再統一・独立・自由を闘い取り、社会主義建設を勝ち取るベトナム革命の最後の勝利への大きな前進である。

第二に、我々は、この「停戦協定」がベトナム人民の巨大な前進であることを確認すると共に「停戦」「平和」の一般的賛義、ひからびた幻想に對しては断乎として反対せねばならない。第三に、米軍の撤退はありつつも、米帝のアジア支配の野望は決して薄れていないことを見抜かねばならないであろう。「協定」発表直後の「南ベトナム政府を唯一の合法政府として認める」というニクソンの発言にあるように、チュウ一派を今まで以上に巧みに利用しつつベトナム革命の圧殺とその波及力の封じ込めを行なっている。この米帝の日本・タイ等アジア反共諸国に対する挺子入れと政

帝心臓部にその激斗を持ち込みつつ、日本階級斗争の質的飛躍をもって日帝のアジア再侵略反革命総路線と対決することであり、我々の任務である。

(2) 日帝の侵略反革命総路線国内社会

総再編と対決しプロレタリア国際主義の旗を日本階級斗争の地平に打ち立てよ。

一方、かかる世界帝国主義間の要請と、自らの生命線として帝国主義の七〇年代戦略の中権部に登場せんとする日帝は、池田内閣の高度成長政策以降、飛躍的な経済伸長を成しつつも、このこと自身が米帝を基軸とした世界資本主義経済体制の崩壊を促し、諸先進資本主義の締めつけ、強要の中で企業・金融機関の寡占化、独占化を始めとする産業構造の大転換を計り、且つ自衛隊の強化巨大な軍事費の供給をもって着々とアジア再侵略の野望を実現化していくのである。

米帝のニクソン・ドクトリンの破産に至る所で顕著になり、「ベトナム化政策」が完璧に粉砕されていく中で行なわれた沖縄施政権返還こそ日米両帝国主義の反革命同盟の再編・強化の要石であり、日帝の七〇年代アジア戦略完遂への、堂々たる第一歩であった。

そして「返還」以降の沖縄への自衛隊派兵こそ、日帝アジア戦略への文字通りの、突入であり、それは「返還」後の沖縄が、米軍基地機関の存続のみならず、日米帝の戦略基地、日帝の侵略反革命前線基地としての再

治支配の強化・侵透に對し、ラオス、カンボジア人民の大攻勢、「停戦協定」の実現と共に、中―朝―インドシナ三国人民の反帝統一戦線の更なる強化、拡大をもって全アジアから米帝―米軍を叩き出し、インドシナ全域の革命斗争の勝利を勝ち取らねばならない。更に米帝を追撃し、インドシナ革命戦争に勝利しよう!

更に第四には、「和平」以後の日帝の侵略反革命戦線のより一層の展開として、又、文字通りの「アジアの盟主」としての登場である。このことは、去る十一月から東京で開催された「エカフェ」における積極的発言でもわかるように「復興援助」の美名の下の経済侵略、沖縄の侵略前線基地化による侵略体制の整備と共に、岩国への海兵隊移駐、横須賀の米空母「ミッドウェイ」母港化等の米軍との共同軍事の再編を成し、米軍基地の漸次的撤退による自衛隊の強化によって一層鮮明となる。

「停戦」後のインドシナ情報は、これらのことを明瞭に示している。ベトナムにおいては、チュウ一派の様々な敵対にも拘らず、解放区は増々強固に、増々拡大され「停戦協定」を勝ち取った成果を挺子として八最後の勝利Vに向け、増々大胆に進撃している。ラオスにおいても、「停戦協定」を勝ち取って以来、更にプーマ政権を追い詰め、又、カンボジアでも、「ベトナム停戦協定」以降、急激に戦斗が拡大し、カンボジア民族統一戦線の前進は急速にロン・ノル政権を追い詰め、無差別空爆を行なう米軍との対決を含め、インドシナ全域での革命斗争の進展を物語っている。これらのことは、「ベトナム和平」が勝利への第一歩であることを指し示している。

我々は、これらのことを踏まえた上でベトナム革命の教訓と勝利の確信を我々の闘いの中で教訓化しなければならぬ。そのことこそ、ベトナム―インドシナ革命が切り拓いた地平―新たな世界革命の地平―を継承し日編・強化を意味しているのである。

この日帝―田中政府の帝国主義諸政策こそ、国内的には国家福祉政策、対外的には、軍事外交路線、市場獲得政策という最も整備された帝国主義的政策である。この中で特筆すべき問題は、「日中友好」ムードの中で為された田中訪中―日中共同声明である。これは日帝内部においては、田中政府の資本主義世界体制の危機に對する先取りの体制内集約としてあった。そのことは米帝のアジアからの後退局面にあって中米会談以降の日帝自身のアジア戦略の破綻を融和主義を全面に押し出すことによつて、その侵略体制を陰蔽するものにすぎない。同時にこのことは、中国共産党―中国政府の外交路線においても、中国革命の世界史的承認とその位置の再確認を為さしめ、日帝のアジア戦略を部分的に突破したものである。

かかる日帝―田中政府の帝国主義諸政策は、全ゆる諸階層、諸階級人民に對し、直接的、間接的、強制的に介入してくるであろう。七〇年代の帝国主義の国内社会総再編の攻撃は、全面的なものであり、個別撃破―部分攻撃としては存在しえない。

それは、労働戦線における帝国主義―排外主義労働運動を補助、育成し、階級的労働運動を圧殺し、中小未組織労働者、下層プロレタリアートに對する更なる差別、分断を持ち込み、又徹底した民族排外主義による差別分断を、現在国会で審議されている出入国法案を中心に為そうとするものであり、それは現行入管令―入体制管による在日朝鮮人、中国人に對する生活過程全般にわたる差別・分断、「同化」、抑圧、追放をより強化し、在日朝・中人民に對する分断支配を完璧に為さんとするものがある。

そして更に、自らのアジア戦略遂行を何があんでも為さんとする日帝は、帝国主義諸政策をブルジョア法を駆使し、とりわけ「法体系」の再編を軸に行なわんとしている。法務省―法制審の一体となった攻撃は刑法の

全面改「正」の目論みを筆頭に、国民総背番号制の導入、そして地域治安管理体制の確立等、更に可法権力を巻き込みつつ反動とファッショ化の道を進んでいる。

こういった日帝の侵略反革命―国内社会総再編に対し、日本人の屈強な闘いが展開されている。ここ数年間の日本階級斗争は権力ブルジョアジ―の執拗な攻撃にも屈せず、確実な前進を遂げている。それは、沖繩―三里塚を最頂点にし全国津々浦々で、広汎な諸階層、諸階級人民を巻き込みつつ着々と権力との武装対峙を現出化している。

かかる、沖繩―三里塚人民の闘いを筆頭とした日本階級斗争は、その最先頭に武装斗争の大胆な展開を含みつつ、そして帝国主義の市民社会末端までの政治支配に対する広汎な闘いをもって新たな展開の時期へと突入し

II 学生戦線にかけられた任務と課題

我々は、このような日帝Brの反革命的攻勢の下、熾烈な階級攻防戦として開始された七〇年代権力斗争の中であって、日本革命的左派総体の混乱と動揺のおおい隠くせない事実を再度真摯に把え返さなければならぬ。とりわけ革命的左派出生の密を学生運動に一つの大きな要因を持ち、六〇年代全般に渡る主導的な役割を担い抜いてきた我が学生戦線の闘いの軌跡こそ、我々が、今再度検証と根本的な総括をなさねばならない問題である。全共斗M敗北以降、混乱と分散を続ける現下の学生戦線に終止符を打ち、疑問と苦汗をかかえながら戦列を去らざるを得なかった全共斗戦士、先達たちの問いにいまこそ答え抜く理論的、実践的環をなんととしても

み、既成党派の指導性を乗り越えたその大衆性、自然発生性、社会性にあつた。しかしながら全共斗運動は、その組織性、思想性の不充分性、前衛不在のみならず、帝国主義的再編を教育―大学末端まで系統、支配せんとするブルジョアジーに対し、二重の構造を持って斗わなければならなかった。一つには、学内個別矛盾に対決することによって、一つには、大学制度、ブルジョア大学存在そのものとの闘いとして。その中で、そのような

闘いが持つ自然発生性、個別性を克服し得ず、「二重権力」「学園から街頭へ」と権力問題を措定し、自らの学生存在から規定される小ブル性を觀念的に「自己否定」することにより、階級関係全体の中から、その位置を鮮明にできなかったのである。したがって学生運動の独自の任務、領域の自覚が、決定的に不充分であった。我々は、六〇年代全般を主導的に闘い抜き全共斗運動にその全面開花と限界性を露呈し、七〇年代初頭に至る、現下の学生戦線の混乱と分散にも、色濃く残る、この否定的側面を自ら自己切開しねばならぬ。昨年一〇・二十一全国学生戦線総決起集会において提起したブルジョア支配構造の中の学生存在基盤の解明こそ、このような小ブル共産主義運動から訣別せんとする第一歩の作業であつた。このことは、現下の帝国主義の腐朽化のより一層の進行、帝国主義

の組織力・支配力が社会構造末端における徹底した階層分断支配の中で学生存在基盤の解明から、諸階級・諸階層との階級的結合環を見出し、抽象的、一般的プロレタリアートの措定でなく、具体的・実相的な措定を目指すものであり、何よりも学生戦線の階級的位置を鮮明にする闘いであつた。同時に我々は、七〇年代初頭の闘いを担う中で、とりわけ三里塚斗争を学生運動の原則的展開と労働学共斗の強固な団結の下、その最先端で闘い抜き、その一切の政治的質を学園に持ち込み、昨年学費斗争の圧倒的高揚を展開する中で、萌芽的にも獲得した、学生運動の新たな方向性を

た。

六十八―六十九年の全共斗運動の敗北と、それに続くテルミドル期は、同時に革命的左派のより根本的な検証と再生を促している。全共斗運動の全成果を継承し、教育学園斗争の区別と連関の把握を現在の我々の主要な、又当面の課題として且つ、全共斗運動の否定的側面の止揚という課題に答える中で、一切のブルジョアの反革命包囲を突破する学生運動を構築することが我々にとって緊要の課題である。

そのことが、ベトナム―インドシナ革命の切り拓いた世界革命の新たな地平の先進帝国主義内部における継承と発展の過程であり、混乱する日本階級斗争を定義付け、ブルジョアジーの包摂境を打ち破っていく一つの過程である。

見い出さなければならない。なぜなら学生戦線―学生運動の全プロレタリアートの革命斗争におけるその位置、任務は、重要であり、プロレタリアートと徹底して歩調を合わせ「階級」の意識性に依拠し、労働者階級の自己解放の闘いに、誰よりも献身的、自己犠牲的に闘い抜き、革命運動の一翼を担う部隊として登場すべき我々の任務を過去幾多の歴史の教訓の中から見い出すはずであろうから、我々は、現在の学生戦線にかけられた任務を放棄し、小ブル運動として拾象したり、学生運動一般の任務を語る傾向から訣別しなければならないだろう。

全共斗運動のダイナミズムは、膨大な学生大衆を政治生活に引きづり込「革命的學生運動」の構築に向け、全国教育学園で闘う先進的学友に強く主張するものである。当面する大衆諸斗争の新たな波は、より広範な諸階級・諸階層との結合と、更に根底的な資本主義批判を要求しており、それは、大衆運動が持つ自然発生性を大衆斗争自身が、解決しなければならないということブルジョアジーとの本質的対決を大衆斗争自身の当面の任務となつたことを示している。同時に、革命的左派の混乱の中で、大衆運動の一層の閉塞性・困難性的状況を余儀なくされている現在、我々は、いまこそ戦闘的大衆運動復権の課題を担い、その闘いを諸階級・諸階層との革命的結合の質を基礎とした実践のルツボの中で、「学生存在基盤」の解明と階級関係全体の中の位置を見出し、同時に、学生戦線の飛躍と再編を成していかなければならない。

我々はこのような闘いの方向性を「教育学園斗争の徹底化」の中に見出す。

全共斗M敗北以降、学園における闘いは、代々木II民青は論外にして、も、学園を放棄し、一切の学内諸斗争にかかわらず、更には抽象的・一般的政治提起を学生大衆に成すのみにしか、思想的・実践的に教育学園斗争を語れないという傾向が現出し、多くの部分が学生戦線の再編を語りつつも、教育学園斗争に対する召還・消極性は十数年にも渡る日本階級斗争の最前線を担い抜いた学生M―学生戦線にとって徹底的に危機的情況であると思われる。このことは、全共斗Mが提示した個別的矛盾を具体的に闘う中で現実的に敵を見、その独自の政治性を見出し、学生大衆を不断に鍛えあげていった革命性を受けつぐ我々の闘いの正当性でもって断固批判しなくてはならないであろう。

我々は学費斗争の全過程の中で現出した、現在の政府Br教育Br―の教育

過程全般に対する反革命攻撃—支配が単なる教育政策一般の攻撃ではなく、中教審路線—筑波大学構想の攻撃が、学生層の完璧な特権階級からの脱落とあいまって、学生層にかけられた、政治的・経済的攻撃の強固な階級支配の環であることを見抜く必要がある。

我々の田辺町移転—大同志社構想粉碎の斗いも学費斗争の永続化の過程で具体的な同大Brの動向・階級関係の正しい把握の中から、同大Brの権力再編の空間に「移転計画」の破産を勝ちとり、中教審路線の分析の不十分性を克服し、鋭角的な斗いの方向性を突きつけるものである。

このように学内個別的矛盾に真向から取り組み、その独自の政治性を権力Brに突きつける斗いこそ、我々の教育学園斗争の斗いの第一歩であり、学生戦線の混乱と混乱を突破する発火点である。

同時に我々は、現下の学生Mの課題が、大衆斗争の新たな波の形成、広範な諸階級・諸階層の斗いとして現出しており、我々の学生戦線も学内

個別的矛盾に対決し、その斗いを発火点に展開される、大衆斗争総体の個

別性・自然発生性を学生戦線としていかに克服するにかかつており、またこのことは、六〇年代党派全学連M以降、諸党派の思想的・実践的混乱、「学園斗争」と「政治斗争」の敵対的關係・無媒介的關係が、一方においては学園主義、他方では政治過程主義という革命的左派総体にまで及ぶ悪しき傾向を克服する斗いとして、我々の斗いの方向性があるということである。

我々は学費斗争のさ中、徐さん支援斗争に関わり、その強化・発展の中から、このような斗いを打ち鍛えてきた。

我々の斗いの方向性はいまはじまったばかりであり、更に我々は、戦闘的大衆M復権の斗いの下、運動の原則性・重要性を、斗いの全局—全過程に渡って勝ち取り、革命的學生M構築に向け運動—思想性全般にわたる徹底した斗いを押しはかっていかなければならないであろう。

Ⅲ 中教審路線筑波法案粉碎に向けて

(1) 中教審路線の総体的分析と我々の主張

69年の「ニクソンドクトリン」以後、アジアへの飛躍を要請されている日本帝国主義は、その世界帝国主義からの要請と自らの侵略的野望と延命のために、現在、帝国主義的再編成を国内諸分野、諸領域に於いて行っている。四次防から五次防に到る軍事力の更なる飛躍的増強を始め、国内

の地域治安管理体制強化等の治安体制の強化と、そして国内の産業分布の更なる緻密化としての企業の再配置として労働力の分布のアンバランスの是正としての列島規模における再編—収奪の強化をなさんとしており、農業におけるアジア集約型農業の解体総合農政として安価な農村労働力の更なる工業部門への流入を意図している。このようにして、一方に於ける経済体制の再編と、過剰生産の一定の解消とを同時に行い、アジアへの盟

主としてのアジアへの侵略を目ざしている。このことから日本帝国主義の経済戦略の一環としての帝国主義教育戦略中教審路線が存在している。

「中教審路線」はすでにこの産業界の路線の教育部門における路線としての役割を果たすべく提出されてきたものであり、ますます激化する国際経済競争に対応するための「技術の革新」を遂行するための人材の養成を戦略的に行っていくことを主要な目標としており、企業のピラミッド型人材機構を、教育に乘入れることにより徹底したエリート養成—能力主義教育の形成であり、このことのみが「中教審答申」で主張する人格形成である。

かかる内容を持つ「中教審答申」路線を貫徹せんとするわが日帝ブルジョアジー—教育官僚の攻勢に対して、69年全国教育—学園斗争の敗北の原因を自らの胎内から摘出し、「学園斗争と街頭斗争」の対処といったまた政治過程主義の悪しき側面を克服し、69年の敗北以後、温迷と停滞をつづける学生戦線の再編を、自らの存在基盤に於ける徹底した斗いを通して中から、自らの存在基盤を解明し、他階層人民との結合の環を見い出すためなら克ち取っていなければならないであろう。我々の「中教審路線」—「筑波法案粉碎」の斗いを現下の教育学園にかけられたブルジョアジーの政策として捉えるのではなく、社会諸領域にかけられた攻撃であり、下層プロレタリア、在日朝、中国人民、部落大衆にかけられた攻撃であることを見抜き、これらの人々と固く結合する斗いを、断固として構築していく必要があるだろう。

學術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。」機関として設置された。以後答申は第二十三回出されている。

占領期、米軍による教育の六・三・三・四制は、教育基本法によって裏打ちされている如く、教育の機会均等などの重視として、いわゆる小↓中↓高↓大学への単線型として出された。これは、五〇年の八月第二次アメリカ教育使節団が来日し、「極東において共産主義に対抗する最大の武器のひとつは、日本における啓発された選挙民である」とし、教育投資の重要性を説き徹底した反共主義の注入を目的としていた。こうして「民主的」反共主義教育政策は、五〇年代の中頃になると種々の産業界の要請に対応しきれなくなり、つぎつぎと皮相的な改革として現出した。一方における高校の職業科の設置と短大の設置として、更には高等専門学校設置としてあらわれた。しかしこれらの教育制度の手直しを行ったにもかかわらず、一切の根本的な、単線型の教育、という戦後教育改革の改編はなされず六〇年代後半の教育—学園斗争に見られる如く、その再編が最も遅れていることを暴露したものである。六十五年以後、日本帝国主義は、着々と侵略体制の構築を行ってきたにもかかわらず、その根幹をなすべき経済戦略に見合った教育路線の提出が遅れており、産軍学協同路線の場当りの遂行でしかなかった点を総括し、前述の如く系統的に人材開発を行なわんとしている。このことを経済界からの要請で見っていくと一層明確になってくるのである。

(2) 中教審の歴史

中央教育審議会は、五十二年六月六日に「文部大臣の諮問に応じ教育、

五十一年「産業教育振興法案」成立当時、いわゆる中堅技術者の育成を教育の目的とすることを要請し、六・三・三・四制がもっている産業技術軽視の方向を批判したものであり、六〇年を前後にして生産性向上運動が叫ばれ、基幹産業への集中投資が行なわれると、科学技術教育が日経連

を中心とした財界からの要請が続出し、工業高校の拡大、拡充、理工系大学の拡充と専門学校の新設へと次第に複線化の教育の要望が続出しはじめた。六十一年には職業専門大学としての専科大学制度を創設し、高等専門学校が出現した。以後、工業高等——高等専門学校は増設され、技術者の速成機関としての役割を果たしていく。また六十三年頃からは能力主義教育政策が登場してくる。これは戦後教育改革の単線型教育を画一化として捉え、「適性」を伸ばす教育として、そして効果的な教育を行うためにハイタレントの養成を目的としはじめる。これの具体的な現れが、高校の学区性の拡大や、能研テストの実施である。この「人材開発」のための教育政策は、人的能力活用場の問題として、経済秩序の近代化という観点から出されている。かかる能力主義の教育は、「人間教育」の全的發展ではなく、まさしく単能化として行なわれおり、六十八年には普通高校において理数系の設置であり、細分化された技能科の統出であった。こうして国家管の産業政策のための教育政策がもっとも体系化されたのが中教審第二十三回答申であり、その実施の要たる大学教育の根本的再編であり、その最初の試みとしての筑波新大学構想である。

(3) 大学の再編——中教審路線—— 筑波法案を中心として

大学の再編は、六十三年「大学教育の改善について」の答申でもって、いわば「象牙の塔」なる「社会制度」としての大学を強調し、大学目的観の変更を、資本や国家の要請に應える大学へと変えた。まずこの目的別大学の発端は教員養成大学であった。そして「教育学園斗争」を経過する中でブルジョアジーは、大学への集中発言を行ない戦略的ハイタレントの養

(4) 筑波法案に見られる中教審路線 の大学管理体制

「筑波大学」法案——国立学校設置等一部改正案が二月九日閣議で決定された。これは東京教育大学を母体とした筑波大学建設に関するもの、旭川医科大学、山形・愛媛大学医学部などの創設する為の法案であるがその主要軸は、筑波大学の創設にあるのはいくまでもない。

日帝ブルジョアジーは自らの七〇年代総路線を保障していくための教育における再編、反革命的総合中教審路線の重要な実質化の第一歩としてこの「筑波大学」設置が存在し、全国各大学が進めてきた表面的、技術的「対策」（自主改革路線）に対して、戦後民主主義の中で確立してきた教育制度——大学制度の全面的再編と、更なる生産力の発展を賭けて、大量の中堅技術者、戦略的ハイタレントの育成の要請を根本的に解決せんとするものである政府——文部省が自ら「大学改革のモデル」我が国はじめての総合大学」と言うように、五十二年中央教育審議会設置以来、二十三回にわたる答申の全成果をかけて提出してきたものであり、彼等の総力挙げでの攻撃としてその意図性を見抜かなければならない。この法案は現行制度を大幅に改編するものであり、学校教育法、公務員特例法までも改正が及んでいる。

我々は六〇年代後半の革命的左翼の国家権力との非妥協的な闘いの中の「学問の自由」「大学の自治」の欺瞞性の全面暴露の闘いの革命性を断固として、継承し帝国主義の大学支配・教育再編を打ち砕き、労働者階級被抑圧人民と共に日帝の侵略反革命と真っ向から対決してゆかねばならない。

成のための教育制度の改革を速進せんとした。その内容は、第一に、大学を「開かれた」大学として産業社会の要請に答え、大学と企業の人事交流をはかること。第二に、労働力需要に応じ得るような大学を多様化し、研究と教育を分離、先端的科学技術をおこなう一方、職業訓練、再教育の場としていく、それにとまって一般教養はなくてもよいこと。第三に、研究教育と管理の機能を分離し、学外者を管理機関に入れる最上部機関への権限の集中、学生の権利は制限する。教官人事の能力主義的管理。第四に、入学、卒業に関する統一的な資格制定制度を設ける、したがって国家の計画、責任が強調される、となつていく。つまりここに於けるブルジョアジーの未来社会は、「従来、いわれてきた発展性に乏しいたんなる福祉社会ではなく、高能率によって招来される豊かな産業社会を基盤とする福祉社会」であり、この高次福祉社会とは、人間存在の基準としての能力主義の徹底、同世代の三々五々のハイタレントを頂点とする人的構成によって、秩序と調和の保たれる社会である。こうして、高等教育に於ける大学制度の再編は、五種の大学の型をもうける。第一種大学はさらにA総合領域型、B専門体系型、C目的専修型、第二種短大は、教養型と職業型に分ける。第三種高等専門学校、第四種大学院（現行の修士課程）、第五種研究院（博士課程）と、「同じ種別の機関についてもその設置基準を多様化、弾力化する。」こうして初等中等高等教育を複線化し、戦略的ハイタレントの早期発見と能力主義教育の徹底化と、国家主義の強調、教員、学生統制を中心とした管理体制の強化、生涯教育の強調を行っている。

筑波大学法案は、一昨年以降の全国学園の一斉学費値上げ、又、画策している「教育公務員特別法」改悪案（任期制・五段階制の導入）とともに、極めて重要な環として存在しており、政府——文部省が七十四年「新大管法」制定をめぐる攻防戦を対決点として位置付けているのを見るならば、その前哨戦は既に開始されており、実質的な闘いを組み立てない我国の否定的側面を注視し、闘いの陣型を早急に確立していかなければならない。「筑波大学法案」は日帝——田中政府が戦後の「民主的改悪」の遺産の一切を解任放棄し、増々露骨な階級支配を貫徹せんとする教育過程への攻撃の一大メルワールとして捉える必要があり、直ちに戦線を整備し反撃しよう。

「筑波大学」法案に於ける管理支配は二十二回答申の第三章「大学における意志決定とその執行」の具体化である。まず第一節の「大学の中枢的な機関に於る指導性の確立」の「学部自治偏重のこれまでの管理体制を改め大学の中枢的な機関の指導性を確立し副学長またはその他の学長補佐機関を置いて、学長の職務執行他全学的問題の企画調査を補佐させる。」という内容にそい五人の副学長を置き、学生の処分に関しては「厚生補導の名の下に恒常的に闘いを圧殺して行き、処分そのものが「学生の基礎条件を欠いたものは大学を去るのが当然である。」といった退学——放校処分である。つまり、「処分を教育指導の手段としての効果よりも大学の秩序を保ち、大学の機能を守ることを目的としている。」ということである。更に第三節の「大学管理機関の機能的な役割分担の徹底は」執行機関は大半な自由裁量と裁決が認められ、評議会・教授会などの合議制の審議機関はもっぱら基本方針を定めて執行機関に方向付けを与える役割を担当すべきである。「こううように、全ての権限は学長・副学長に集中されており、「教授会自治」は形式的にも実体的にも物の見事に全面的に否定され

ている。

又八学生の意向聴取の項に於ては、課外活動など適者と認められる、領域と限定され、以前のギマン的ではあれ「大学の構成員」という発想をとりやめ「大学という社会機関へ入学が許可された流動的なもの」という認識に基づき「自治会」の非合法化に進むのは必至である。

筑波大学において何故学部制が廃止され、研究と教育を同時に行う、の硬直化したシステムでは、その要請を満すことができず、教育と研究を分離することにより、産学協同路線を更に確立し、協同研究、重点研究を推進し、生産力の発展を保障していかねばならず、産業界と大学の関係の組織体的密着化に規定された大学制度の根本的改革である。そして産業界の需要に応じた中堅労働者、戦略的ハイタレントを育成し、現場労働者の職業訓練、再教育の場としていくため、大学を多様化し、能力主義を徹底して持ち込み、技術教育を重点的に先行させ一般教養を削減して行くと同時に、先端的科学技術研究を、大学と企業が一体となって推進していくために教育・研究・管理の機能分離は絶対に必要であるというものである。

以上のように中教審路線「筑波法案」は現在までブルジョアジーの支配の最も弱い環であり、反帝民主主義の拠点のひとつである大学・教育体系人の全面的攻撃であり、政府・文部省を中心に管理体制を強化せんとする策動である。我々は、この教育の再編に対し、全共闘運動の全成果と不充分的の確認の中で革命的學生運動の構築とその全国的結合で以て対決せねばならない。

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

設置法「第二章の二国立高等専門学校（第七条の二）」を

「第二章の二 筑波大学の組織（第七条の二）第七條の五」

「第二章の三 国立高等専門学校（第七条の六）」に改める。

「第三条第一項中「位置及び学部」の下に「筑波大学にあっては、名称及び位置」を加え、同項中

茨城大学	人文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	茨城大学	人文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部
茨城県	を	茨城県	
筑波大学		筑波大学	

に改め、同表東京教育大学の項中「文学部、教育学部、理学部、農学部、体育学部」を「教育学部・農学部」に改める。

「第三条の二第一項中「茨城大学」を「茨城大学、筑波大学」に改める。

第二章の二中第七條の二を第七條の六とし、同章を第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 筑波大学の組織

（学群、学系及び学類）

第七條の二 筑波大学に、学校教育法第五十三條ただし書に定める組織として学群及び学系を置く。

2、前項の学群は、教育上の目的に応じて組織するものとし、第一学群（人文社会及び自然の各基礎的分野に関する教育を行なう学群）、第二学群（比較文化、人間生物及び農林の各分野に関する教育を行なう

資料

① 筑波法案（国立学校設置法等の一部を改正する法律）（抜萃）

（国立学校設置法の一部改正）（注旭川医大設置等の関係）

第一条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する（省略）

（学校教育法の一部改正）

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部をつぎのように改正する。第五十三條を次のように改める。

第五十三條 大学には学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するために有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第五十五條 第二項中「四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程」を「当該課程を専門の課程およびこれに進学するための課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の課程及び二年以上の課程」に改める。

第五十八條 第二項中「前項のほか」の下に「副学長」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。副学長は、学長の職務を助ける。

第六十八條の二中「学長」の後に「副学長」を加える。

第八十七條の次に次の一條を加える。第八十七條の二、この法律（第五十三條を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号並びに）の定めのあるものを除く。）における大学の学部には、第五十三條ただし書に規定する組織を含むものとする。

（国立学校設置法の一部改正）（注筑波大学関係）

学群）、第三学群（社会工学、情報及び基礎工学の各分野に関する教育を行なう学群）、医学専門学群、体育専門学群及び芸術専門学群とする。

3、第一学群、第二学群及び第三学群に文部省令で定めるところにより、それぞれ数個の学類をその必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

（参与会）

第七條の三 筑波大学に参与会を置く。

2、参与会は、参与若干人で組織し、参与は、筑波大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。

3、参与会は、大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行なう。

（評議会）

会第七條の四 筑波大学に評議会を置く。

2、評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一、学長 二、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

第二条に定める部局長、三、各学系ごとに当該学系から選出される教授各一人、四、各学類ごとに当該学類から選出される教授各一人。

3、前項各号に掲げる者のほか、評議会の議に基づいて学長が指名する教員若干人を評議員に加えることができる。

4、第二項第三号及び第四号並びに前項の評議員は、学長の申出に基づいて文部省が任命する。

5、評議会は、大学の運営に関する重要事項について審議し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事

項を行なう。

(人事委員会)

第七条の五 筑波大学に人事委員会を置く。
2、人事委員会は、副学長及び評議会が定めるところにより選出される教員で組織する。

3、人事委員会は、教育人事の方針に関する事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行なう。第十一条中「(昭和二十四年法律第一号)」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「大学の」下に「副学長」を加える。

第二十二条中「第三章の二に規定する」を「第九条の二第一項の表に掲げるに改正する。

第二十五条第一項各号を次のように改める。

一、第四条第一項各号については、学長にあっては「評議会」(一個の学部を置く大学にあっては、教授会)、部局長にあっては「学長」、教員にあっては「教授会」、部局長にあっては「教授会(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあっては人事委員会)の議に基づき学長」

二、第四条第二項、第七条、第八条、第十一条及び第十二条第二項については「評議会」(一個の学部を置く大学にあっては、教授会)の議に基づき学長

三、第五条、第六条及び第九条については、学長及び教員にあっては「評議会」(一個の学部を置く大学にあっては教授会)部局長にあっては

資料

② 筑波大学への過定

昭和三十七年九月 東京教育大学、五学部の統合移転候補地の調査を決定
昭和三十八年九月 研究学園都市を筑波地区に建設することを閣議了解
昭和四十二年七月 東京教育大学「総合大学として発展することを期し、条件つきで筑波に土地を希望する」ことを決定

昭和四十三年九月 筑波地区への移転予定機関として東京教育大学、東京医科歯科大学医学部附属病院霞が浦分院等三十六機関を閣議了解

昭和四十四年七月 東京教育大学「筑波における新大学のビジョンの実現を期して筑波に移転する」旨を表明

昭和四十四年十一月 文部省に筑波新大学創設準備調査会を設置

昭和四十五年五月 筑波研究学園都市建設法成立

昭和四十六年六月 東京教育大学「筑波新大学に関する基本計画案」を決定
昭和四十六年七月 筑波新大学創設準備調査会「筑波大学のあり方について」文部大臣に報告

昭和四十六年十月 文部省に筑波新大学創設準備会を設置

昭和四十七年五月 筑波研究学園都市に新設移転する研究教育機関として

筑波新大学(仮称)等四十二機関を閣議決定
昭和四十七年八月 政府機関の移転を繰り上げ、昭和五十年年度までに完了

することを閣議了解

昭和四十八年二月 国立学校設置法等の一部を改正する法律(いわゆる筑波新大学法案)を閣議決定、国会へ提出

昭和四十八年三月二十八日 筑波新大学法案、国会審議開始

つては「学長」

四、第十条については「学長」
五、第十二条第一項については、学長にあっては「評議会(一個の学部を置く大学にあっては、教授会)」、教員及び学部長にあっては「教授会(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあっては人事委員会の議に基づき学長)」、学部長以外の部局長にあっては「学長」

附 則)

一、(施行期日)

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行すること。ただし、学校教育法の一部改正および教育公務員特例法の一部改正は昭和四十八年十月一日から施行することとし、国立学校設置法の一部改正中筑波大学については、第一学群、医学専門学群および体育専門学群の設置に係る部分は昭和四十八年十月一日、第二学群、芸術専門学群および大学院の設置に係る部分は昭和五十年四月一日、第三学群の設置に係る部分は昭和五十二年四月一日、東京教育大学の廃止に係る部分は昭和五十三年四月一日から、それぞれ施行すること。

二、(東京教育大学に関する経過措置の規定) 略

三、(筑波大学の設置当初の学長等の任命) 略
四、第一項第一号に掲げる規定の施行後最初に任命すべき筑波大学の学長及び副学長は、文部大臣が東京教育大学の学長の意見を聞いて任命する。(文部省設置法の一部改正)

資料

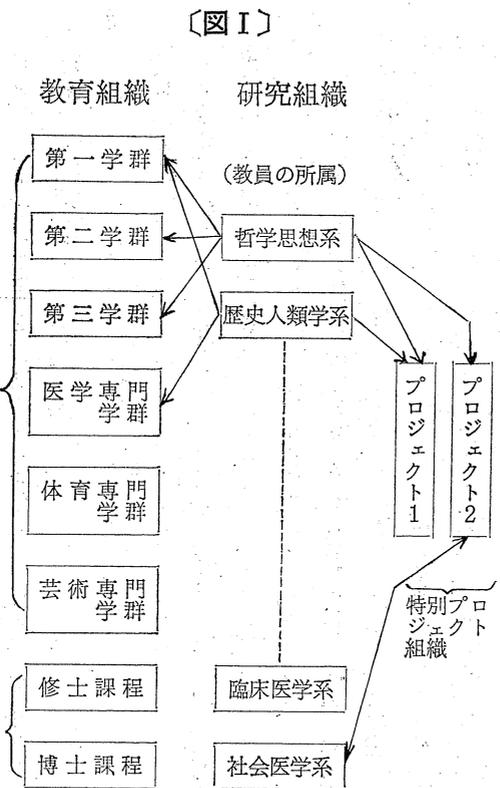
③ 筑波大学計画の概要

文部省が九月まとめた筑波大学の全体計画は次のとおり

開学

四十八年十月一日に開学(法律上設置) 四十九年四月から年次計画で学生を受け入れる。最終的な学生総数は八千九百八十五人とする。

教育研研組織 学部・学科をおかず基本となる教育組織として「学群」を研究組織として「学系」を設ける。(図Iを参照)



〔図I〕

【学群】

学部段階での学生の教育を行うための組織で、広い視野のもとにいくつかの学問分野を総合した形で構成する。学群は六つに分かれ、第一―第三学群には教育指導上の基礎組織としてそれぞれ数個の「学類」をおく。(図IIを参照)

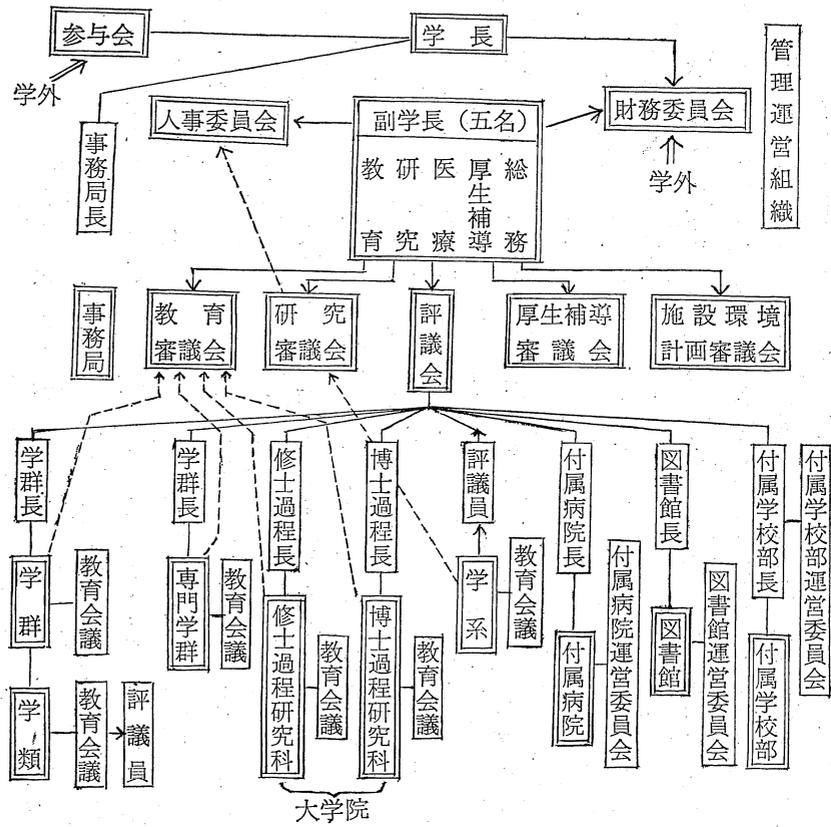
(図II)

学群	学類	年度	入学定員	専攻の例
第1学群 (基礎学群)	人文社会 自然科学	49年度	400	哲学, 史学, 考古学など 政治学, 社会学, 法学, 経済学など 数学, 物理学, 化学など
第2学群 (文化・生物学群)	比較文化 人間物産 農林	50年度		比較文学, 比較地域, 文化学など 心理学, 教育学など 生物学など 農学, 林学など
第3学群 (経営学群)	社会工学 情報基礎工学	52年度	360	経営科学, 社会システム論など 情報処理, 管理工学など 物理, 電子, 応用物質など
体育専門学群		49年度	240	第1類(個人的種目) 体育学 第2類(集团的種目) 健康体育学 第3類(武道)
芸術専門学群		50年度	70	芸術構成, デザイン
医学専門学群		49年度	100	
合計			1570	

【学系】

教員の研究活動の中核となる組織で互いに研究領域が隣接し、専門的なコミュニケーションが可能であるような範囲を包含し、二十六学系をおく。

哲学、思想、歴史、人類学、文芸、言語、現代語、現代文化、教育学、心理学、心身障害学、社会科学、社会学、生物科学、農林学、農林工学、応用生物化学、数学、物理学、化学、地球科学、物理工学、物質工学、構造工学、電子、情報工学、体育科学、芸術、基礎医学、臨床医学、社会医学



【参与会】

卒業生、学識経験者など筑波大学の職員以外の学外者から学長が評議会の意見を聞いて選考、文部大臣が任命する(約十人)大学の運営に関する重要事項について審議し、必要に応じ学長に助言報告を行なう。

【評議会】

学長、副学長、部局長、各学、学群から選出される教授で構成される。学長が指名する教員若干名を評議会に加えることも

【大学院】

修士課程は高度の職業人の養成または社会人の再教育を行なう。修業年限は二年、博士過程は学系ごとに設け、独自の研究能力を備えた研究者の養成を行なう。修業年限は五年。(図IIIを参照)

(図III)



筑波大学大学院の内容

博士過程(二三五名) 原則として各学群に対応する研究科
修士過程(五〇〇名) 地域研究、経営、政治科学、環境科学、応用理学
総合工学、教育、体育、芸術、基礎医学

【特別プロジェクト研究組織】

特定の学系のみでは遂行しにくい総合的な研究計画をするための流動的な共同研究組織

【教育方法】

教育目的に即した総合的カリキュラムを作成、学群では一般的教科科目と専門教科科目の区分はしない。年間三学期制にし、外国語教育は読み、書き、話せるよう充実させる等新しい教育方法を積極的にとり入れる。

【学長】

現行通り

【副学長】

学長を助け、教育、研究、医療、厚生補導および総務の職務を五人が分担する。

【部局長】

学群、修士課程、博士課程、付属病院その他の部局ごとに長を置き、評議会の構成員とする。部局長は学長が評議会の意見を聞いて選考する。

できる。評議会は大学の運営に関する重要事項について審議し、必要に応じて学長に助言報告を行なう。

【人事委員会】

副学長をはじめ教育、研究、評議会関係の教育研究組織から互選される教員十五人で組織し、総会と専門委員会を設ける。

【財務委員会】

学長、副学長、評議会から互選される教員などで組織、予算案の立案、予算の配分方針その他大学の財務に関する主要事項を審議する。

【審議会】

研究審議会、教育審議会、厚生補導審議会、施設環境計画審議会を設ける。それぞれ担当の副学長が議長となり、関係の教育研究組織から互選された教員、その他の委員で構成する。

【教育会議】

各学群、学類、研究科、学系ごとにそれぞれの組織に属する教員などで構成。学群など、それぞれの運営に関する重要事項を審議する。

【各長の任用】

学群長は各学群の教育会議の意見で学長が選考する。学類長、学系長は、それぞれの教育会議で選出する。

【教員の採用、昇任】

学群、学系などの教育、組織の発議に基づき、人事委員会が選考する。

【開設年次計画】

【四十八年度】 事務局、体育、農林技術、保健管理の各センター。

【四十九年度】

第一学群、体育学群、医学専門学群、加速器、計算、外国語、学習資料の各センター

【五〇年度】 第二学群、美術専門学群、大学院、低温、アイソトープ工作
水理実験、学校教育、教育機器の各センター、付属病院、付
導学校部

【五十一年度】 分析、動物実験、研究資料の各センター

【五十二年度】 第三学群、医療技術短大、大学会館。

東京教育大の措置

【学生募集の停止】

文、理、体育学部は四十八年度教育、農学部、博士課程の文学、理学、体育、博士課程の教育学研究科は四十九年度、修士課程の教育、農学研究科は五十一年度で、それぞれ募集を停止、五十三年二月末日で閉学する。

資料

④ 「筑波新大学に関する基本計画案」 抜萃

(昭和四十六年六月十日 東京教育大学)

6 学生の地位と生活

○6・1新大学における学生の地位と役割

(略)

○6・2学生の参加

6・2・1参加の意義

学生の地位や役割にてらして、学生が大学において、より豊かな学業生活を継続していくためには、大学の運営や意志形成過程に全学生の意見要求批判等を反映する何らかの制度的な保障を与えられねばならないであろう。以下にその基本的な考え方を示してみよう。

①大学における管理運営面への学生の参加が所期の目的を達成し、その効果を十分に発揮するためには、学生の提示する諸々の意見や要求ないし批判が十分に建設的であり、積極的な意欲のもとでなされなければならない。②学生の参加は単に権利としてのみありうるのではなく大学特有の目的、使命に即し、大学の構成員として、共同の責務を分担しつつあるという深い自覚においてなされなければならない。

③教官職員がそれぞれ個々の使命と役割をもつものであるように、学生もまた、その独自の地位と役割をもつものであるから学生が教官、職員と同等の立場で全面的に大学の管理運営に参加することはありえないであろうすなわちその理由として次のことが考えられる。

(ア) 学生は大学に在学する期間が短かいので、長期にわたって責任をおわねばならない事項の決定にあづかるのは適当ではない。

(イ) 年令からいっても、知識や経験が浅いので、教官と同等に見ることができない。

(ウ) 学生が大学へ入学して来るのは、本来、学業のためであって、総合的な判断を必要とする大学の管理運営への参加の目的とはしていないはずである。

○6・2・2参加の方針

①上に述べたことからして、大学の意見決定の最後段階に学生が参加するのではなく、意思形成の過程において学生の意見や要求を生かす方向を取ることが一般的にいつてより現実的であり妥当であろう。

②学生が大学の各機能にその意思や要求を反映してゆくためには、大学側においてそれを受け入れる体制ができていなければならないが他面、学生側において次の事項について十分に留意し、かつ、自覚的であれば参加の有効性を発揮し得ない。すなわち

(ア) 学生が大学に提示するみずからの意志・要求などは、つねに広く学生の総意を反映したものでなければならない。

(イ) そのためには、学生側に大学運営への参加の責任と義務を果す決意と意欲があることが前提とするのみでなく、具体的にもそれを実行する体制ないし組織が確立されていなければならない。

(ウ) 学生も大学の自治の学問の自由を担うものである以上、公正公明なルールに従がい、自主的にみずからの意思決定を行なわねばならないことはいうまでもない。したがって参加の母体である学生組織を特定の政治的色彩をもった政治活動の場を利用し、さらに学外勢力と結んで自己の勢力拡大をはかるがときは許されない。

(エ) もとより、学生個人または任意加盟の団体が、思想表現の自由を保障されることは当然であるが、しかし、公認の団体であるか任意結成の団体であるにかかわらず、学生の総意に名をかりて、大学の研究・教育を阻害し、他の構成員の権利と自由を侵すことはいかなる場合にも許されてはならない。

③学生の参加は、その理念ないし考え方からすれば、すでに国内国外を問わず世界的趨勢ではあるが、実際にはいまだ大学改革案のうちに示されているか、または実施の緒についた段階である。したがって新大学においても学生参加の意義、利害得失を慎重に考慮し、その具体化にあたっては次の諸点に留意する必要がある。

(ア) 大学運営の諸機能と学生参加の限界とを見合わせ、一般的な考え方やから個々の分野での参加の法形態に至るまで、十分な現状分析と見通しの上に立ってこれらの具体化を考え、性急に走って無用な混乱をひき起さぬよう配慮すべきである。

(イ) したがって、その具体化にあたっては、一定期間を限って暫定的に

実施するなどの方式をとってゆく必要がある。

(ウ) 大学構成員の十分な理解と自覚をうる努力を継続するとともに、とくに学生の関心と参加の能力を高める指導を続ける必要がある。

(エ) 参加の有効性を認め、実現可能な事項から制度化を進めるとともに、その改廃についての柔軟性をつねに留保しておくことが望ましい。

○6・3 学生の生活

6・3・1 経済生活

(省略)

6・3・2 学生の宿舍

(省略)

6・3・3 課外活動

①大学における学生生活は、学習研究活動が中心であるが今後ますます複雑多様化する社会に応じ、学問研究を進めるために、頑健な身体、安定した情緒、強靱な意志を育成することが望まれる。したがって、正課体育以外にも体育活動を重視して、体力の増強、保持をはかるとともに、学園生活をうるおいのあるものとし、学生間の交流接触を深め、豊かな教養と生活経験をうる場として各種の文化サークルの活動やスポーツクラブの活動を行なえるよう配慮することが必要である。学生時代に経験するこれらの課外活動は、生涯の生活に重要な影響をもつものと考えられるから、これらを適切に育成することが望まれる。

②課外活動は、大学における教育の目的に沿い大学が援助育成するに値するもので、しかも学生の自主的にして自己教育的な活動でなければならぬ。したがって正課教育は明確に一線が画されるべきである。

③課外活動は大学の施設、予算等を使用し、大学の管理下においてなされる活動であるから純娯楽的な一般市民的な活動は含まれない。

④課外活動のための施設については、体育系サークルは主として、正課教育の施設を充実させてこれを使用させる。また文化系サークルのためには、共同施設の建設を等一とし専用個室は特定のサークルのみ使用させることになる。ただし、各サークルの資料、器具、器材等の収納用の部屋ないし倉庫の如きものを設ける必要がある。

⑤サークル関係の運営（施設管理を含む）については、担当副学長のもとにそのための組織をつくり、各サークルの学生代表をも適当に参加させて、課外活動全体の運営にあたる。

⑥各サークルに関係する専門的指導員を依頼して指導を受ける等の方向が望ましい。従来の如き形式的な顧問教官制度は採用しない。

6・3・4 福利厚生

①大学内の福利厚生には十分配慮をし、そのための施設の充実を期しておかねばならない。ここに、研究学園都市の建設初期からの整備をはかる。

②大学内における福利厚生施設で提供される物品やサービスはできるだけ

低廉でかつ良質なものでなければならぬ。そのためには大学は新大学の実情と基本的なあり方に即した独自の構想と方式を十分に検討する必要がある。

③とくに福利厚生施設の管理、運営については大学全体の管理の方針が十分に徹しなければならぬ。大学内に、大学の管理が十分に行きとどかないものが機能を持つことは認めるべきではないまた物品の販売方法についても、学生や教職員が学内で直接販売に従事するようなことがないよう十分に留意する必要がある。

④福利厚生施設は、大学会館内かまたはその近くに設置されるが、教職員学生の日用の便に供するため学用品売店、喫茶室などの小施設はできるだけ各所に多く設置する必要がある。

⑤ (略)

⑥ (略)

6・4 人間交流 (省略)

IV 田辺町移転——大同志社構想粉碎に向けて

(1) 学費斗争の到達地平

七十一～七十二年初頭、同志社大学全体をゆるがし、全国学費斗争の最先頭で斗い抜かれた学費斗争はまさに七〇年代の教育学園斗争のあり方を深く学生運動史上に刻印したのみならず、六〇年代を超えんとする先進的

意識を内包した斗いであった。その学費斗争全過程を再度、ふりかえることは同大学生運動の飛躍のかぎであり、田辺町移転阻止斗争の方向性は学費斗争の総括から導き出さねばならない。この学費斗争の全過程で高く評価し、うけつけられることは非妥協的な斗い意志英、雄性的のみならず絶えずその底流を形成した思想であり、六〇年代後半全共斗運動を超える質を

いかに体现するかという根本的問題に最後までこたえぬことだった。全共斗運動が教育学園での根本的問いと帝大解体から全人民的政治斗争への大胆な登場を勝ち取っていったその成果と小ブル的階層運動としての限界を如実に見せつけられた我々にとって七〇年代の学費斗争は、日共人民青の主張する経済主義、組合主義は論外にしても、どのように全共斗運動を止揚するのが最大の課題であった。それは七十一～七十二年沖繩をめぐり、三里塚をめぐる日帝Brと全人民の斗争が非和解的に押し進められていた現状に学費斗争を思想的、実践的に結合させてゆくことであつたと思われる。

(2) 学費斗争の永続化

このような学費斗争の思想的—実践的な目的意識性の堅持とその発展を任務とすることこそ学費斗争の永続化に外ならず、とりわけ七十二年春季以後なしくずし、斗争収斂化、授業再開をなし、学費値上げの犯罪的暴挙にシラをきる当局ならびに教授の△反動的回帰▽に全面的に対処させることであつた。そして七十二年五月十五日沖繩返還をなしきり、ますます急速に侵略反革命を押し進め、労働者、学生への収奪、抑圧、支配を強化し差別、分断の鎖にしばりつけとりわけ教育—大学の根底から再編を軸とする政府—文部省、同大Brへの新たな反撃を組織することであつた。特に同大Brは学費値上げ↓田辺町移転↑大同志社五万人構想を揚げ文字通り帝国主義をささえ体现する大学の帝国主義大学へと再編する最大の計画↑田辺町移転計画への斗いが主要な学費斗争の永続化の軸として提出された。

(3) 田辺町移転の全容と中教審路線

稿

「本地区は大阪市中心部より東北へ約二十八km京都市中心部より南へ約十八kmの地点にあつて、近畿日本鉄道京都市線沿線興厚駅の西方に連なる丘陵地帯約三十二万坪で府道八幡、木津線、普賢寺川、町道興戸、普賢寺川とに囲まれた地域である。奈良、京都、大阪を結ぶ要路の丁度中間にあり山城南部一帯の行政、経済、文化、交通の中心として古くから重要視されてきた。」(資料IVを参照)という美辞麗句で、かざりたてて学校当局が提出する田辺町移転は次のように中教審路線を骨格としている。中教審第二十三回最終答申に見られる如く「高等教育の改革に関する基本構想」として「政府は高等教育の改革を促進するよう制度を弾力的なものに改めるとともに高等教育の整備充実に関する国の基本計画を制定し、段階的に目標年次を定めて必要な新しい高等教育機関の設置と改革案の決定した既設のもの改組、充実に対して優位的に財政支出を行ない、高等教育全般の改革をできるだけすみやかに実現すべきである。そのためには高等教育の改革と計画的な整備充実に関する行政体制を整備するとともに政府と既設の大学・短期大学との緊密な協力関係を確立すべきである。」ここに見る大学の改革が基本となって各個別大学において様々な改革案(移転、拡充)が提出されている。またこの改革案は高等教育だけにとどまることがなく今後の初等・中等教育の段階における学校制度の改革は実証的な研究を基礎として段階的に押し進める。「高等教育は中等教育と緊密な関連を保ちながら将来の社会的進路に応じた高度の専門性を身につける。」にも見られる如く教育機関全般にわたる改革を高等教育を中枢としなきらんとしているのである。この事に同志社における田辺町移転「計画」が「幼

稚園から大学までの一貫した教育を田辺用地の利用によって実現するという理想に基く(田辺用地専門委員会、第四回一九六六年二月二十日)という野望と直結しているのを見るべきである。また「高等教育の全体規模、教育機関の目的・性格による区別、専門分野別の収容力の割合、地域的配置などについて長期の見通しに立った国としての計画がなければならぬ。」(二十三回、中教審答申)において判断できるように政府―文部省官僚の意図は全国の津々浦々に新たな学園都市の設置を計画しており、筑波大学―学園都市は、そのモデル都市として計画されているように田辺は同志社学園都市としての関西における重要な位置とせんことをも意図している。更に日本経営者団体連盟等の産業資本の教育機関への要請として産学協同体制を明確に打ち出し産業資本と教育資本の一体化をめざし全ての面における産学協同を強調している。たとえば「産学協同は象牙の塔に閉ざされた『学問のための学問』から『社会に開かれた学問追求』へという近代教育思想に合致する。」「産業社会においては社会を進展させる原動力としての大学と産業との機能は交流しており」等、まさに産業資本への追従としての大学教育を露骨に示している。同志社における。移転計画に伴い近鉄資本は様々な近鉄京都線の改造を計画している。「三山木、興戸両駅の改造、三山木駅を急行停車駅とし両駅にはおろかえし線の新設」、「丹波橋駅の大改造」丹波橋―京都間のスピードアップの実施」等を行なうし電力事情に関して「関西電力株式会社が田辺町に変電所設置を計画し、これは近鉄の電力必要事情と平行し、検討されている。」(田辺の土地と基本問題)。これらに見られる如く田辺「移転計画」は、近鉄そして関西財界に直接的な利益をもたらす近鉄が非常に安価で田辺の土地を同志社法人に売りわたした事実も納得のいくものである。(資料Ⅱ参照)この事は産業資本と教育資本の外面的なゆ着をなすきらんとすることを意味

し、更には田辺町同志社学園都市の強行的実現の結果、現在よりもはるかに優秀な労働力商品を再生産し、現在のそして将来的な見地に立って産業資本に最も忠実な大学(幼稚園から大学までの大同志社として)八当然の如く学生労働力商品へと推進せんとしているものであり田辺町同志社学園都市という地理的位置と日本帝国主義の延命を担う最も優秀な人材を育成する陣地として同志社Brは大同志社構想をめぐらしているのである。

(4) 移転阻止闘争の過程と今後の方向性

この「移転計画」は七〇年代と八〇年代の同志社の展望として「ブルジョア」が先見的に示している如く日本帝国主義の動行に歩調を合わせ侵略の後方基地として大学を打ち固めんとするものであり、商業高校廃止、Ⅱ部廃校、各学部の総合―廃科として資本の利益を担い、またブルジョアイデオロギーの注入をキャンパス末端までの管理をもって行うものとしてある。これは中教審路線の先取り実質化そのものであり大学の全体系を再編する必要を教育Brが全共闘運動の彼らなりの総括―反革命的弾圧体制として出すばかりでなく「戦後の平和と民主主義」の理念を自ら解体し積極的、能動的教育改革である。これはまさに教育―大学の改革にとどまらず教育戦略の内容をはらんでいる。七十二年十二月の田辺調査団の報告にも見られる通り、移転阻止の闘いは同大Brとの死活をかけた闘いとして闘いの陣型を強固に打ち固めねばならない。又必然的に法人基模の闘いが要請されている。我々は移転阻止の闘いを政策反対闘争としてではなく更に先行的な闘いへと、転じる必要がある。現在、田辺における工事は別表のように大巾なおくれを示しており、法人内部の意志統一の不充分性、教職員の組織化のおくれ等を克服しきれていない。また四月「新学長」の

登場は同志社官僚の再編過程を一定程度反映しており、このBrの弱い時期を突いて、学生の田辺町移転阻止の思想性をぶつけ「計画」の破産を勝ちとる先行的な闘いが今、問われている。

同志社Brを更に追撃し、「移転計画」を破産に追い込もう。

統一被告団アピール

「統一被告団」―「公判闘争」の革命的展開を勝ち取れ！
―我々にかけられた「弾圧」とその「反撃」―

我々はすでに「学費闘争」とは何であったのか、何故、あれほどに非和解的に一切の犠牲を恐れず闘い抜かれたのか、また我々の鋭い闘いに敵Brはいかに対応し、その本質を、闘いの收拾を、どのように醜く露呈したのかを前述した。まさに「学費闘争」の全過程である。同時に我々は、敵Brの圧倒的物量の前に、無惨にも敗北の刻印を押されているかのようである。「学費闘争の全過程」を語ることが、何かしら時代錯誤のように、恐らくBrどもはそう思っているにちがいない。しかし、決定的に誤っているのは、我々を物理的に粉砕し、暴力的に矛盾を陰ペイしただけでは、一切我々との非和解的対立など解消できないことを彼らは認識し得ないことである。事実我々は、「学費闘争の永続化」を何よりも、彼らに対する「批判の武器」として、高々と誇示しているではないか。そして我々「統一被告団」の闘いも、この「学費闘争」の永続化闘いへの最前線から一歩も引くものでないことをいまこそ、Brどもに宣言してやらなければならぬ。自からが闘い、その地中を切り拓き、その闘いの真摯な総括の反復と

その敗北の壁をいかに突破するのかわという模索抜きに、過去の闘争を賛美し、その戦闘性を誇示する道具になど、我々被告団は決して存在するものではない。裁判闘争の内包する質は、過去の斗争時局ではなく、現実の「生きた階級斗争」の中で、優れた政治思想方針の下に、現在の斗争主体へ一切の革命的意識性の反映として存在しなければならぬのである。識烈な且つダイナミックに政治過程に登場する斗争が過ぎ去った後、その后には必ず「裁判闘争」が残されている。過去、多くの戦士、友達たちが血と汗を流し、リアルに権力実体へと肉しつつも、その孤立化と分断化を余儀なくさせられた。この「裁判闘争」とは何か、我々「統一被告団」は何故、この闘いに固執し、突き進まなければならないのか。我々は、まずこの問題から明らかにしていかなければならない。

七十年代、日帝Brはあきらかに帝国主義的総再編の延命をかけて成じ切らんとしており、とりわけ帝国主義の階級支配弾圧体系は、社会的末端にまで体制化、構造化されんとしており、Br死活と総力をあげての弾圧体制の帝国主義的強化、再編は急速に進展しつつある。六〇年代後半、革命的左派との階級攻防戦の中で、騒乱罪、破防法の適用なら、地域治安管理体制の強化、刑法の全面的改悪、保安処分新設等、一切の治安管理、弾圧の諸政策が着々と支配者階級Qによって進められている。とりわけ、議会民主主義と司法の中立性の幻想に現代ブルジョア国家の最高形態としての機能を集中する支配者階級Qは、いまや、帝国主義の危機と延命の道を、それらよのいフアショの反動化を露骨に表わすことにより乗り切らんとしていく。司法の中立性、非政治性は、現行Br法体系を自ら右翼的に再編、突き破ることにより、一切のBr法の枠内では適用され得ない、なんの歴史の拾頭を圧殺し、いまだ権威と法の幻想性をベールに裁断しているのである。このことはあきらかに権力Brの治安弾圧の最高機関として現在の司法

(権力)が機能していることである。それは、何よりも、我々の友達たちが幾多の「裁判斗争」の中で明確に露呈してきたのであり、同時に、現下の革命斗争にかけられた弾圧が(学費斗争もその例外でなく)大量逮捕大量起訴長期拘留という一連の権力Brの弾圧の最後の完結形態として司法権力の遂行する「裁判」がある事実を見て取らなければならない。更にそのような弾圧は、先行的・予防的にもかけてきており、権力Brの階級的弾圧はいまや全人民に向けられているのである。それ故、「公判斗争」は決して個別的閉じられた領域での闘いではなく、戦術形態においては一定程度の制約と限界を持ちつつも、明らかに、七〇年代階級斗争の全内容と同質の闘いへと存在していることを確認しなければならない。

「公判斗争」は決して狭義の弾圧粉碎斗争ではなく、あくまで現下の階級斗争における全人民的、大衆的、諸斗争との一切の結合なしにはありえないのである。我々は「公判斗争」を学費斗争の永続化とその一環として明確に位置づけている理由はここにある。

現在の司法権力がメーデ事件や、ポポロ事件等に見られる被告人の人權を一切無視した長期的裁判や一方においては狭山差別裁判や金嬉老裁判において見られるような、完ペキな政治裁判としてBrの醜悪な政治を露骨に表わし、帝国主義人民支配の差別・分断・抑圧構造の固定化を「裁判」においても押し進めており、在日朝、中人民部落大衆や一切の被抑圧人民に対して明確に敵対している。我々は自らの存在と立場性をはっきりと説明する中から、全人民に向けられた、全社会的、構造的弾圧体系に対して、断固反撃してゆかねばならない。我々の「公判斗争」も何かなんでもそのような闘いの一翼を担うようなものへと高め上げなければならないだろう。

革命的左派の公判斗争、とりわけ東大裁判斗争は、東京地裁の未曾有の大弾圧―分離分割公判の強要としかもそれが被告人のセクト別や大学別

行為のみを裁く」という、我々の正当な闘いに対する俗的な法の適用であること。第二に、そのような司法権力の意図が明確に、分割分離公判の強要として顕著に表現されてをり、被告団を分断し、更には「事件を認めさえすれば刑を軽くしてやる」という暗々裏に「転向」を強要する司法権力の先行的弾圧としてはっきり把握、第三に、そのような司法権力の本質的意図、弾圧に対する我々の正当な闘いすら、たとえ審理形式上の問題であるにしても、奪われんとする司法権力の狂気の弾圧に対し、我々は分離公判粉碎、統一公判要求の闘いを武器に断固として第一回公判を粉碎したのである。我々の反撃にとまどった司法権力は第一回公判から十ヶ月以上経過した現在更により巧妙に枯息に、我々に対する弾圧を策動している。それは第一に審理形式においては「統一併合」となりつつも、もとより国家権力の治安弾圧最高機関としての階級裁判の本質は何よりも明らかでありそれ故「統一公判」になる形式においても我々の「学費斗争」は一切裁けないことであり第二に、このことは第一回公判の弾固な我々の反撃の闘いに対する司法権力側の戦術転換であること司法権力にとって分割公判も今回の統一併合審理も一切彼らの力量範囲であることである。更に第三には、我々が第一回公判において分離粉碎、統一公判要求を掲げ闘い抜いた、その思想性は、裁判所の階級性、階級裁判としての本質が、消極的、訴訟進行上において表われるのではなく、積極的、先行的、完ペキに弾圧策動が審理形式においても、攻撃がかけられている事実に対し階級裁判粉碎の闘いの下、この攻面は何よりも対決したものである。

まして審理形式の論理にその基礎を置く、我々の闘いの事後処理の民主的持続の理想形態として、統一公判要求を掲げたのではないのである。我々の闘いは誰にも裁かれない。裁かれるべきは彼等権力である。

第四に、我々はこのような司法権力の意図と我々の思想性をはっきり把握

等といった、あらゆる予断と偏見を駆使した一暴力事件として、処理しようとするのに屈せず、統一公判要求を拘留所の中で断固闘い、公判をその端緒において完全に粉碎したものであった。我々の闘いの先駆的地平として学なければならぬ。しかしながら、司法権力の欠席裁判までも辟きない超反動化と、裁判の長期化の中で一方においては、早期戦線奪還論等の「組織防衛主義的傾向」や一方では個別学園斗争主義的傾向と現出と相まって、いわば、階級裁判粉碎の意識性まで高めあげた東大裁判斗争の偉大な地平とその政治過程が、個人の孤立した闘いへと強化し、それ故決意主義的傾向から一切自由ではありえず、分散と混乱の状況に落ちいつてしまった事実をも、我々は真しに受けとめなければならない。

我々「統一被告団」は、学費斗争後の分散状況の中で結成し東大裁判斗争を頂点とする革命的左派の一切の地平を継承し我々、学費斗争にかけられた弾圧に更に、強固に反撃を組織する闘いとして、この間の闘いを担い抜いて来た。とりわけ昨年七月第一回公判斗争の闘い、十ヶ月以上にも及ぶ司法権力との対決から、いま当面する第二回公判を更に、非和解的に展開するものである。我々は七月公判斗争以降統一被告団Mの方向性を、次に述べすべての闘う学友に強く連帯を呼びかけたい。

昨年司法権力が強要した七月第一回公判は、我々「統一被告団」に対する最初の弾圧として攻撃をかけて来た。それは我々の「学費斗争の全過程を陰ペイし、学費斗争の一切の思想性を圧殺し、単なる一暴力事件として「学費斗争」を成立せしめている検察庁と一体化戦、時間的、空間的にその「事件」には相違があるという理由のみで、いわゆる「学館グループ」と「明徳館グループ」の分割裁判を強要して来た。この京都地裁の攻撃に、対し我々は、第一に、現在のBrの治安弾圧の最後の、完結的形態が司法権力による。我々の闘いの完ペキな事後処理化、「思想は裁かない、

え、堅示し、当面する第二回公判(実質上の第一回)を「統一併合審理」形式の取組の中で展開するわけであるが、我々は既に「統一公判」という司法権力の指定した形式をより有効な「統一被告団」の団結と、学費斗争の全思想性を武器としてBr法のまさに事務处理的適用を粉碎し、分断、孤立化の弾圧策動をはねのける闘いとして展開し、一切の司法権力の階級弾圧をBr教育秩序と法廷の訴訟構造を打ち破り、被告―傍聴の枠を乗り越え断固とした大衆的斗争司法権力と直接対峙する、革命の練金場に転代するものである。

我々統一被告団は第一回公判から10ヶ月余り、学費決戦から既に一年有余を経過しつつも、一切の革命性と戦闘性を固く堅持し、すでに戦闘永続化宣言を発し、更に敵ブルジョアジーを断固として追撃し、司法権力の一切の弾圧策動を統一被告団運動の革命的推進でもって粉碎しぬくことをはっきりと決意表明する。

われわれが暴露と苦悩を代表し、あなたがたは平和と幸福を代表しているわけではないのだ。

軍人の暴力かゲリラの暴力か、抑圧のための暴力か解放のための暴力かだれもがいずれの側を選ぶのだ、犯罪対犯罪だ。

われわれはどちらの犯罪の共同責任者であり、共犯であり、庇護者であることを決めるのか。

あなたがたはみずからの犯罪を選び、わたしは自分自身の犯罪を選んだ、それだけのことである。

<資料 2>

同志社田辺校地事業年次計画及び土地利用計画

年	着工～完了時期	施設	施設の内容	施設の土地利用計画面積	率
1	42年度	女子大学体施設	運動場造成工事	74,700 ^m ² (22,600坪)	75%
2	42年度	〃	合宿所建築工事(木造瓦葺平屋建 146坪)		—
3	43年度	〃	テニス, バレー, バトミントンコート		—
4	43年度～44年度	枝地幹線道路及び水路	道路, 測溝, 植樹	49,500 ^m ² (15,000坪)	50%
5	43年度	教職員住宅用地造成工事第1期	学園橋東側 100戸分宅地面積 9,100坪平内1戸当り91坪	43,000 ^m ² (13,000坪)	43%
6	44年度	〃 第2期	普賢寺方面165戸分宅地面積 15,800坪	74,700 ^m ²	
7	44年度	記念建造物	宗教センター建築工事	6,600 ^m ² (2,000坪)	0.6%
8	44年度	史蹟の整備	筒城の都跡, 天神山古墳, 下司古墳群	11,600 ^m ² (3,500坪)	1.2%
9	45年度	記念建造物	新島館 ラーネッド邸, ハワイ寮の移転その他	6,600 ^m ² (2,000坪)	0.6%
10	45年度	教職員住宅用地造成工事第3期	女子大グラウンド北側80戸分宅地面積7,700坪平均1戸当り96坪	(11,000坪)	3.7%
11	44年度～46年度	大学屋外総合体育施設	野球場, フィールド, コート, テニス, バレーコート	120,600 ^m ² (36,400坪)	12.1%
12		女子短期大学施設	学生数 1200人	女子大体育施設の内	
13		大学屋内総合体育施設 体育館	体育館	M200 ^m ² (4,300坪)	1.4%
14		中学校施設	生徒数 900人	65,100 ^m ² (19,700坪)	6.5%
15	45年度～50年度	高等学校施設	生徒数 1,050人	74,000 ^m ² (22,400坪)	7.5%
16		大学施設	教育研究室, 図書室, 大講堂 学生ホール特殊研究施設 学生数 10,000人	145,800 ^m ² (44,100坪)	14.7%
17		大学学生寮施設		34,400 ^m ² (10,400坪)	3.5%
18		支線道路, 水路		49,500 ^m ² (15,000坪)	5.0%
19		緑地の整備		185,800 ^m ² (55,991坪)	18.9%
合計			学生生徒数 13,150人	991,800 ^m ² (300,000坪)	100%

△資料 1 V 田辺残工地売買契約書

昭和43年3月23日定例理事会 第9号議案資料

学校法人、同志社(以下甲という)と近畿日本鉄道株式会社(以下乙という)との間において、甲は乙の所有する(イー1)、(イー2)、(ロ)の土地(以下本物件という)を買い受けるにつき下記条項の契約(以下本契約という)を締結する。

約 款

第1条 甲は私立学校の目的をもって、教育の用に供するため乙が所有する本物件を現状有姿のまま買受け、乙は甲の趣旨及び目的達成のためこれを賛同して売渡すことを約諾した。

第2条 本契約の諸条件は次に定めるところによる。

1 売買代金

本物件の地目に拘らず3、3^m²(1坪)単位を(イー1)、(イー2)の物件については、一、九七〇円也(ロ)の物件については三、六〇〇円也を基準として乙が実現したる別紙図面による地積を乗じたる金三六二、九七八、七二〇円也とする。但し(ロ)の物件については実測未了につき不契約は三二、〇〇〇坪を基準としたが実測完了時には甲、乙話し合いの上その差位について精算するものとする。

2 支払方法

甲は本契約締結と同時に売買代金のうち手付金として金八一、三〇〇、〇〇〇円也を支払い乙はこれを受領した。

残代金は、昭和43年4月末日金五一、三〇〇、〇〇〇円也を第1回として以後六ヶ月毎に金二八、八〇〇、〇〇〇円也宛支払い、昭和47年4月末日の最終回において前項所定の単位をもって乙に精算する。

支払時期及び金額は下記のとおりである。

昭和四三年 三月末日	手付金	金八一、三〇〇、〇〇〇円
昭和四三年 四月末日	第一回代金	金五一、三〇〇、〇〇〇円
昭和四三年 十月末日	第二回代金	金二八、八〇〇、〇〇〇円
昭和四四年 四月末日	第三回代金	金二八、八〇〇、〇〇〇円
昭和四四年 十月末日	第四回代金	金二八、八〇〇、〇〇〇円
昭和四五年 四月末日	第五回代金	金二八、八〇〇、〇〇〇円
昭和四五年 十月末日	第六回代金	金二八、八〇〇、〇〇〇円
昭和四六年 四月末日	第七回代金	金二八、八〇〇、〇〇〇円
昭和四六年 十月末日	第八回代金	金二八、八〇〇、〇〇〇円
昭和四七年 四月末日	第九回代金	金二八、七七八、七二〇円

第三条 甲及び乙は本契約締結後甲の学校経営の構想に基き必要のあるときは農地法に定める転用許可の手続きを行うものとする。

第四条 乙は手付金受領と同時に本物件のうち後記表示物件(イー1)二七五、二七四、九九^m²(八三、四〇六坪六九)の所有権移転を行い、前条の転用許可を得たる後、残代金受領と同時に後記表示物件(イー2)と(ロ)の所有権移転登記を甲にする。但し、乙は本物件につき第十九条を除き瑕疵なき物件として所有権登記を行うものとする。……(以下省略)昭和四三年三月〇日

京都市上京区今出川通烏丸東入ル玄武町六〇一番地

甲 学校法人 同志社 理事長 秦 教次郎
乙 近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 佐迫 勇
大阪天王寺区上本町六丁目一番地の一

<資料 5>

法人総合資金収支会計内特別会計

一田辺町校地会計一

69
年
度

(支 出)		(収 入)	
科 目	補正予算額	科 目	(単位:千円)
事業費	110,950	財産収入	0
維持運営費	300	繰入金	35,590
附帯需要費	24,630	収支不足金	101,090
予備金	800		
合 計	136,680	合 計	136,680

(69年度事業報告より)

70
年
度

(支 出)		(収 入)	
科 目	補正予算額	科 目	補正予算額
事業費	235,940	財産収入	1,625
人件費	1,815	収支不足金	277,700
維持運営費	1,535		
附帯需要費	39,535		
予備金	500		
合 計	279,325	合 計	279,325

(70年度事業報告より)

71
年
度

(支 出)		(収 入)	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	5,200	資産運用収入	800
管理経費	23,105	資産売却収入	417,580
借入金利息	70,620		
施設関係支出	602,220		
繰入金	220		
予備金	500		
合 計	701,865	合 計	418,380

(71年度事業報告より)

<資料 3>

法人同志社所有土地 一基本財産 ang 運用財産一

△は借地
()内は運用財産を示す
(69年~71年事業報告より)

地 域 別	1968年度末面積	1969年度末面積	1970年度末面積	1971年度末面積
今 出 川	△ 8,703.36 (582.36)m ² 101,602.53	△ 8,703.36 (582.36)m ² 101,602.53	△ 8,703.36 102,184.89	△ 8,703.36 102,184.89
新 町	19,878.93	19,878.93	19,878.93	19,878.93
岩 倉	△ 287.44 150,190.35	△ 287.44 150,190.35	△ 287.44 150,190.35	△ 287.44 150,190.35
香 里	114,315.99	118,516.99	118,516.99	118,516.99
田 辺	370,276.91	370,276.91	464,285.91	464,785.61
北 小 松	108,694.07	108,694.07	107,158.07	107,158.07
唐 崎	10,428.00	10,428.00	10,428.00	10,428.00
由 良	6,360.94	6,360.94	6,360.94	6,360.94
軽 井 沢	1,334.79	1,334.79	1,334.79	1,334.79
山 中 湖	△ 12,608.28	△ 12,608.28	△ 12,608.28	△ 12,608.28
岐 阜	(1,147,585.00)	(1,147,585.00)	(1,147,585.00)	(1,174,585.00)
そ の 他	△ 1,285.94 (8,032.25) 9,825.06	△ 1,285.94 (8,032.25) 10,226.56	△ 1,285.94 18,258.81	△ 1,285.94 18,727.71
計	△ 22,885.53 (1,156,199.61) 892,907.57	△ 22,885.02 (1,156,199.61) 897,510.07	△ 22,885.02 2,147,371.55	△ 22,885.02 2,148,340.15

<資料 4>

法人同志社所有建物 一基本財産 amd 運用財産一

地 域 別	1968年度末延面積	1969年度末延面積	1970年度末延面積	1971年度末延面積
今 出 川	(121.95)m ² 113,645.23	(121.95)m ² 115,570.12	116,428.91	120,428.96
新 町	22,750.98	22,750.98	22,750.98	22,846.02
岩 倉	(295.20) 22,628.27	(295.20) 22,003.48	22,298.68	22,787.68
香 里	15,521.65	15,503.10	15,528.71	18,507.91
田 辺	465.07	465.07	465.07	719.87
北 小 松	1,602.49	1,602.43	1,602.43	1,602.43
唐 崎	884.88	884.88	884.88	884.88
由 良	210.57	210.57	210.57	421.21
軽 井 沢	128.60	128.60	128.60	128.60
山 中 湖	457.49	467.21	467.21	467.21
そ の 他	(758.86) 8,688.57	(764.33) 11,907.00	12,671.33	12,674.41
計	(1,176.01) 186,983.74	(1,181.48) 191,499.49	193,437.37	201,498.18

()内は運用財産を示す



18
25

昭和四十八年六月十五日印刷発行

我々の主張

発行 同志社大学学生会
発行人 三木 信晴
印刷 株式会社 正文堂